

令和6年4月
開始!

子ども団体の減額制度のお知らせ



新宿区では、子どものスポーツ活動を支援するため、子どもが在籍する団体に対して区立スポーツ施設の**貸切利用料金・附帯設備利用料金を1/2減額**します。

減額を受けるためには、事前に必要書類を添付のうえ、子ども団体の登録が必要です。

対象施設

屋内	新宿コズミックスポーツセンター、新宿スポーツセンター、大久保スポーツプラザ
屋外	西戸山公園野球場、落合中央公園野球場・庭球場、甘泉園公園庭球場、西落合公園庭球場、大久保スポーツプラザ庭球場、新宿中央公園フットサル施設



減額要件

- ① 構成員が団体登録（区民）の登録要件に定める人数以上であること（庭球場は5名以上が対象）
- ② 構成員（代表者を除く）の全てが区内在住者であること
- ③ 構成員（代表者を除く）の全てが16歳未満（15歳の子どもは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもに限る）であること（屋外施設は3歳以上が対象）
- ④ 規約に団体の目的が「青少年のスポーツ活動」である旨が明記され、かつ、規約に基づく運営及び活動を行っていること
- ⑤ 団体への入退会が自由であること

子ども団体の登録方法

1 登録申込み方法

以下の書類を裏面の受付窓口にご提出ください。

※子ども団体の申込みは、窓口でのみ受け付けます。インターネット、お電話での登録はできません。

2 登録に必要なもの

- ① 受付窓口に備えつけの「登録申請書」「団体登録（青少年）に係る活動状況調べ」
- ② 代表者の住所・生年月日が確認できる公的証明書。在勤資格で登録の場合はそれに加えて在勤証明書
- ③ 登録者全員の氏名・年齢・住所を「登録申請書」に記載、または名簿を提出
- ④ 団体規約

※①の書類は、施設HPからもダウンロードできます（2月下旬公開予定）。

登録の受付窓口

▶新宿中央公園フットサル施設以外

- ・新宿コズミックスポーツセンター 8:45～21:00（施設休館日は 8:45～16:30）

※子ども団体の登録は、当面の間、新宿コズミックスポーツセンターの窓口に限らせていただきます。

▶新宿中央公園フットサル施設

- ・新宿中央公園フットサル施設管理棟 9:00～21:00



登録有効期間

- ▶登録日の翌年の3月末日まで

◆団体登録要件の変更◆

令和6年3月から、下記のとおり団体登録の要件を変更します。

※減額制度の対象施設以外の施設についても変更になります。



【屋外スポーツ施設】

登録区分	登録要件
小学生等 野球・ソフトボール・サッカー	構成員の対象を「小学生」から「3歳から小学生まで」に変更
屋外その他（区民）	構成員の対象を「16歳以上」から「3歳以上」に変更
一般テニス	構成員の対象を「小学生以上であり、構成員の2名以上が16歳以上」から「3歳以上」に変更

【フットサル施設】

登録区分	登録要件
小学生等 フットサル	構成員の対象を「小学生」から「3歳から小学生まで」に変更

問い合わせ先

制度に関すること

新宿区地域振興部生涯学習スポーツ課

電話 5273-4358 FAX 5273-3590

団体登録・利用に関すること

新宿スポーツセンター

電話 3232-0171 FAX 3232-0173

新宿中央公園フットサル施設

電話 5321-6237 FAX 3342-4510

上記以外の施設(新宿未来創造財団)

電話 3232-7701 FAX 3209-1833